

静岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第40号

静岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(静岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 静岡県職員の退職手当に関する条例(昭和30年静岡県条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員で非常勤でないもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合は、その遺族)に支給する。</p> <p>2 非常勤の者(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。)のうち、人事委員会規則で定めるところにより、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。た</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員で非常勤でないもの(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合は、その遺族)に支給する。</p> <p>2 非常勤の者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。)のうち、人事委員会規則で定めるところにより、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が引き続いて12月を超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の</p>

だし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する一般の退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署(これに準ずるものを含む。以下同じ。)の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(地方公務員法第

規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する一般の退職手当の額は、次条から第5条の4まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署(これに準ずるものを含む。以下同じ。)の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(地方公務員

28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第5条の4及び附則第14項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者(その者の非違によることなく勸奨を受けて定年退職日(静岡県職員の定年等に関する条例(昭和59年静岡県条例第6号)第2条に規定する定年退職日をいう。)から1年前までに退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを含む。)であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(1)・(2) (略)

2 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者(その者の非違によることなく勸奨を受けて定年退職日(静岡県職員の定年等に関する条例(昭和59年静岡県条例第6号)第2条に規定する定年退職日をいう。)から1年前までに退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを含む。)であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第5条の4 第5条の2(前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第1項中「退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の4及び附則第14項において「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。)とある

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第5条の4 (略)

(勸奨の要件)

第5条の5 (略)

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

のは「特定任命（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命をい。）により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。」とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第5条の2第1項に規定する俸給月額の減額改定をい。）と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同項並びに前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号ロの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第5条の5 (略)

(勸奨の要件)

第5条の6 (略)

第6条の2 第5条の2第1項（第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額（第5条の4において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定に

(2) (略)

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	(略)	
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

より読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。)。次号において同じ。)に60を乗じて得た額

(2) (略)

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第6条の2	第5条の2第1項(第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項(
	(略)	
第6条の2第1号	特定減額前給料月額(第5条の4において読み替えて準用する場合にあつては、 <u>特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。)</u> 。次号において同じ。)	特定減額前給料月額(第5条の4において読み替えて準用する場合にあつては、 <u>特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。)</u> 。以下この号及び次号において同じ。)及び特定

(略)		

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は非常勤の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるも

		減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
(略)		

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2 (第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。)及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は非常勤の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日 (1月間の日数（静岡県の休

の（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1)・(2) (略)

3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み

日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) (略)

3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替え

替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5～10 (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

られた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5～10 (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 （略）

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 （略）

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、

当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 （略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 （略）

2・3 （略）

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑

当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 （略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 （略）

2・3 （略）

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑

事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 （略）

附 則

1 （略）

2 昭和30年3月31日に退職した者であつて第3条第1項の規定に該当するものに対する退職手当については、同条の規定を適用する。

3 昭和30年3月31日以前に退職した者の退職

事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 （略）

附 則

1 （略）

手当の支給については、前項に規定するものを除くほか、なお、従前の例による。

4 昭和30年3月31日に現に在職していた職員

(附則第17項に規定する職員でもとの陸海軍に属し、かつ、もとの陸海軍から俸給を受けていたもの(以下「未復員者」という。)に該当する者を除く。)の同年同月同日以前における勤続期間の計算については、附則第5項から第8項までの規定によるほか、第7条(第5項中段を除く。)並びに静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年静岡県条例第33号。以下「条例第33号」という。)附則第9項及び附則第15項の規定の例による。

5 昭和30年3月31日に現に在職していた職員

の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間の3分の2の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

(1) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄

道（以下「旧日本国有鉄道」という。）若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の事業と同種の事業を行っていたもので、施行令附則第3項第3号の規定により総務大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

(2) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて旧国民医療法（昭和17年法律第70号）に規定する日本医療団（以下「医療団」という。）の職員（以下「医療団職員」という。）となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続いて再び職員となつたものの当該医療団職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

(3) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて日本赤十字社の救護員（以下「救護員」という。）となるため退職し、救護員として旧日本赤十字社令（明治43年勅令第228号）の規定に基づき戦地勤務（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）附則第41条の2第1項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。）に服し、かつ、救護員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつたものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の3分の2の期間

(4) 先に職員として在職した者であつてイ又

はロに該当するもののイ又はロに掲げる期間

イ 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国にあった特殊機関の職員で施行令附則第3項第6号の規定により総務大臣の指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

ロ 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府の職員となるため退職し、当該外国政府の当該業務の外国にあった特殊機関への引継ぎとともに、引き続いて外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国政府の職員及び当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

6 昭和30年3月31日に現に在職していた職員のうち、次の各号の一に掲げるものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

- (1) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、他の任命権者に属する職員となるため退職し、かつ、任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勸奨を受けた他の任命権者に属する職員となつたもの
- (2) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて在外研究員又は外国留学生（以下「在外研究員等」という。）となるため退職し、

かつ、その研究又は留学を終えた後に引き
続いて再び職員となつたもの

7 昭和20年8月15日に現に次の各号の一に掲
げる者であつたものが当該各号に掲げる日か
ら昭和30年3月31日までの間に他に就職する
ことなく職員となつた場合においては、当該
各号に掲げる者であつた期間は、そのものの
職員としての在職期間に引き続いたものとみ
なす。

(1) 外地官署所属職員 外地官署所属職員の
身分に関する件（昭和21年勅令第287号）の
規定によりその身分を保留する期間が満了
する日の翌日

(2) 外国政府職員等、外国特殊機関職員又は
在外研究員等 昭和20年8月16日

(3) 救護員で戦地勤務に服したことのある者
又は軍人軍属 その身分を失つた日

8 先に職員として在職した者であつて、旧公
職に関する就職禁止、退官、退職等に関する
勅令（昭和21年勅令第109号）第1条若しくは
旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅
令（昭和22年勅令第1号）第3条の規定によ
り退職させられたもの又はこれらに準ずる措
置で施行令附則第6項の規定に基づく総務省
令で定めるものによりその者の意思によらな
いで退職させられたもの（先に職員として在
職し、終戦に伴い昭和20年8月15日以後これ
らの措置により公職につくことを禁ぜられた
日前においてその者の意思によらないで退職
した者のうちこれらの措置の適用を受けたも
ので、その禁ぜられた日（その禁ぜられた日
前に再び職員となつた者については、その再
び職員となつた日）の前日までの間に他に就
職しなかつたものを含む。）が、その退職の
後、法令の規定又は特別の手續によりこれら
の措置が解除された日（これらの措置により

就職が制限されなかつた職員となつた場合に
あつては、当該退職の日) から昭和30年3月
31日までの間に再び職員となつた場合におい
ては、先に職員として在職した期間は、その
者の職員としての在職期間に引き続いたもの
とみなす。ただし、これらの措置が解除され
た日から120日を経過した日以後に再び職員と
なつた場合において、当該経過した日から再
び職員となつた日の前日までの間に他に就職
していたことがあるときは、この限りでな
い。

9 昭和30年3月31日に現に在職していた職員
であつて、職員以外の地方公務員等 (もとの
外地の地方公共団体又はこれに準ずるものに
勤務していた公務員を含む。以下本項及び次
項において同じ。) から引き続いて職員となつ
たもの及び同年同月同日に現に在職していた
職員以外の地方公務員等であつて同年4月1
日以後に引き続いて職員となつたものの同年
3月31日以前における職員以外の地方公務員
等としての勤続期間の計算については、附則
第5項から前項までの規定を準用するほか、
第7条第5項及び第6項並びに条例第33号附
則第9項及び附則第15項の規定の例による。
この場合において、第7条第5項ただし書中
「退職により」とあるのは、「退職 (条例第
33号による改正前の第7条の3第1項の退
職、附則第14項の特殊退職及び附則第15項に
規定する職員又は職員以外の地方公務員とし
て在職した後この条例の規定による退職手当
又はこれに相当する給与の支給を受けてした
退職を除く。)により」と読み替えるものとす
る。

10 前項の場合において、先に職員として在職
した者であつて昭和30年3月31日以前におい
てこの条例の規定による退職手当に相当する

給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の地方公務員等となつたものについては、第19条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となつたものとみなして同項の規定を適用する。

11 昭和20年8月15日に現に附則第7項各号に掲げる者（救護員で戦地勤務に服したことのある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等を除く。以下この項において「外地官署所属職員等」という。）であつた者で同日において本邦外にあつたもののうち、昭和30年4月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年（特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を加算した期間。以下この項において同じ。）以内に職員となつたもの又は同年4月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年以内に職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものについては、外地官署所属職員等であつた期間は、その者の同年4月1日以後において最初に開始する職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなす場合にあつては当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

12 前項に規定する者（未復員者に該当する者を除く。）の昭和30年3月31日（同年4月1日以後に附則第7項第1号に規定する期間が満

了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日）以前における勤続期間の計算については、前項の規定に該当するものを除き、附則第5項及び附則第6項（これらの規定を附則第9項において準用する場合を含む。）並びに附則第10項の規定を準用するほか、第7条の規定の例による。この場合において、第7条第5項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（附則第14項の特殊退職及び附則第15項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

- 13 昭和30年3月31日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて職員となつた者又は附則第11項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで、条例第33号による改正前の第7条の3第2項及び附則第15項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（附則第15項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けてした退職をした者については、当該割合とその者に係る附則第15項において例による附則第13項第2号に掲げる割合

とを合計した割合)を控除した割合を乗じて
得た額とする。

(1) その者が第2条の4から第5条の3まで
及び第6条から第6条の5まで、静岡県職
員の退職手当に関する条例の一部を改正す
る条例(昭和37年静岡県条例第53号)附則
第10項並びに条例第33号附則第5項から附
則第8項までの規定により計算した額の退
職手当の支給を受けるものとした場合にお
ける当該退職手当の額の当該給料月額に対
する割合

(2) その者が特殊退職をした際に、その際支
給を受けたこの条例の規定による退職手当
又はこれに相当する給与の額の計算の基礎
となつた勤続期間(当該給与の額の計算の
基礎となるべき勤続期間がその者が在職し
た地方公共団体等の退職手当に関する規定
において明確に定められていない場合に
は、当該給与の額を当該特殊退職の日にお
けるその者の給料月額で除して得た数に12
を乗じて得た数(1未満の端数を生じたと
きは、その端数を切り捨てる。)に相当する
月数)をこの条例の規定により計算した勤
続期間とみなした場合のこの条例の規定に
よる退職手当(附則第8項の規定の適用を
受ける職員及び外地官署所属職員のうち、
第4条(25年以上勤続して退職した者のう
ち、勤務公署の移転により退職した者であ
つて任命権者が知事の承認を得て定めるも
の以外の者に係る退職手当に関する部分を
除く。)若しくは第5条の規定による退職手
当又はこれに準ずる退職手当に係る退職
(以下「整理退職」という。)に該当する特
殊退職をした者については、第4条第1項
の規定による退職手当)の支給を受けたも
のとした場合における当該退職手当の額の

当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（特殊退職を2回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合）

14 前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とする。ただし、第1号から第3号までの退職にあつては、整理退職に該当する退職を除く。

(1) 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合（職員以外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。）の退職

(2) 職員又は職員以外の地方公務員等が任命権者の要請を受けて職員又は職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は当該職員以外の地方公務員等となる場合（前号に該当する場合を除く。）の退職

(3) 附則第5項各号又は附則第6項各号（これらの規定を附則第9項及び附則第12項において準用する場合を含む。）の退職

(4) 附則第8項（附則第9項において準用する場合を含む。）の退職

(5) 外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失

15 職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となつた者のうち、職員としての引き続いた在職期間（その者が当該在職期間中においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和50年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職

手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日（当該退職を2回以上した者については、そのうちの最終の退職の日）以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。）中において、昭和43年3月30日までの間に、職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職（整理退職に該当する退職及び特殊退職に該当する退職を除く。）をし、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は職員以外の地方公務員となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額については、附則第13項の規定の例による。この場合において、第7条第5項の規定の適用については、同項ただし書中「退職により」とあるのは「退職（条例第33号による改正前の第7条の3第1項の退職、附則第14項の特殊退職及び附則第15項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

16 未復員者の勤続期間の計算については、昭和30年3月31日現在における勤続期間の計算に関する規定の例による。ただし、本邦に帰還後引き続いて職員となつた未復員者（第19条第2項又は静岡県職員の退職手当に関する条例及び静岡県特別職職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成21年静岡県条例第64号。附則第20項において「条例第64号」という。）の規定による改正前の第13条の規定の適用を受け、引き続いて職員以外の

地方公務員等となり、さらに引き続いて職員となつた者を含む。)又は附則第11項の規定の適用を受ける未復員者の未復員者としての勤続期間（未復員者としての勤続期間に引き続いた未復員者以外の職員又は職員以外の地方公務員等としての昭和30年3月31日以前における勤続期間を含む。）の計算については、未復員者以外の職員の例による。

17 この条例の適用を受ける職員であつて、昭和20年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯38度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、かつ、本邦に帰還していないもの（自己の意思により帰還しないと認められる者及び昭和20年9月2日以後において、本邦にあつた者を除く。）が恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）の規定によつて退職したものとみなされたとき、又は昭和30年4月1日以後死亡が確認されたときは、その者がその退職の日又は死亡の確認の日に退職したものとみなし、その者が昭和20年8月15日において受けていた給料月額（その額が別表左欄に掲げる額のいずれにも該当しない場合には、その額の直近上位の額とする。）に対応する別表右欄に掲げる新給料月額を計算の基礎とした第4条の規定による退職手当（その退職の日が昭和30年3月31日以前の日であるときは、附則第3項の規定により従前の例によることとされる旧静岡県教職員退職手当支給規程第2条の規定による退職手当）を支給する。

18 前項の場合において、恩給法の一部を改正する法律の規定により退職したものとみなされるとき支給されることとなる退職手当は、職員の家族で本邦に居住しているものから請

求があつたときは、その家族に支給することができる。

19 第2条の2第1項から第3項までの規定は、前項に規定する家族の範囲および順位について準用する。この場合において、同条中「遺族」とあるのは「家族」と、「死亡当時」とあるのは「退職当時」と、「主としてその収入によつて生計を維持していた」とあるのは「職員が帰還しているとすれば主としてその収入によつて生計を維持していると認められる」と読み替えるものとする。

20 附則第17項の規定は、同項に規定する職員が本邦に帰還後引き続き職員として在職し、若しくは引き続いて職員となつて在職する場合又は第19条第2項若しくは条例第64号の規定による改正前の第13条の規定の適用を受け、引き続き職員以外の地方公務員等となつて在職する場合において、恩給法の一部を改正する法律附則第30条第1項第1号及び第2号に掲げる者については適用がなかつたものとみなし、恩給法の一部を改正する法律附則第30条第1項第3号に掲げる者については適用しないものとする。ただし、附則第17項の規定により支給された退職手当は返還することを要しないものとし、当該退職手当の計算の基礎となつた在職期間は、その者の引き続きいた在職期間には含まないものとする。

21 昭和30年4月1日以後に死亡した職員については、死亡給与金、死亡一時金その他これに類するものは、支給しない。

22 職員が昭和56年度中に退職した場合における退職手当の支給に関する条例等の適用については、同年度内に給料月額を改定する条例等（その施行の日が昭和57年4月1日までのものに限る。）が制定された場合において、その者に係る当該退職の日における給料月額が

その日の前日までに当該改定があつたとした場合の当該退職の日における給料月額（以下「当該改定後の給料月額」という。）に達しないこととなるときは、その者について適用される退職手当の額の計算の基礎となる給料月額は、当該改定後の給料月額とする。

23 昭和60年4月1日に現に在職する職員で旧専売公社又は旧電信電話公社の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

24 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第2条第2項

2 昭和60年4月1日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

3 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定によ

に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

25 昭和62年4月1日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

26 (略)

27 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職していた者（同法附則第11条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について

る改正前の国家公務員等退職手当法第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 昭和62年4月1日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

5 (略)

6 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職していた者（同法附則第13条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について

は、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

28 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第33号附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第28項」とする。

29 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第33号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

30 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第33号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第28項の規定の例により計算して得られる額とする。

31 （略）

は、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年静岡県条例第33号。以下「条例第33号」という。）附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の4まで及び附則第18項から第29項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。

8 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第33号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2（第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第21項から第23項までの規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

9 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第33号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第5条又は附則第19項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。

10 （略）

32 第5条の2の規定に該当する者のうち、平成13年1月1日から平成15年3月31日までの間に退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する同条の規定の適用については、同条中「100分の2」とあるのは、「100分の3」とする。

33 (略)

34 (略)

35 (略)

36 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ雇用保険法第22条第2ウ 特定退職者であつて、

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（第5条の4の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する俸給月額）の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

15 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ雇用保険法第22条第2ウ 特定退職者であつて、

項に規定する厚生労働省令で定める理由によ
雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域
り就職が困難な者であつて、同法第24条の2
内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第
第1項第2号に掲げる者に相当する者として
1項に規定する指導基準に照らして再就職を
人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、
促進するために必要な職業安定法第4条第4
知事が同項に規定する指導基準に照らして再
項に規定する職業指導を行うことが適当であ
就職を促進するために必要な職業安定法第4
ると認めたもの（アに掲げる者を除く。）
条第4項に規定する職業指導を行うことが適

当であると認めたもの
とする。
」

37 (略)

38 (略)

項に規定する厚生労働省令で定める理由によ
雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域
り就職が困難な者であつて、同法第24条の2
内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第
第1項第2号に掲げる者に相当する者として
1項に規定する指導基準に照らして再就職を
人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、
促進するために必要な職業安定法第4条第4
知事が同項に規定する指導基準に照らして再
項に規定する職業指導を行うことが適当であ
就職を促進するために必要な職業安定法第4
ると認めたもの（アに掲げる者を除く。）
条第4項に規定する職業指導を行うことが適

当であると認めたもの
とする。
」

16 (略)

17 (略)

18 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以
上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳
に達した日以後その者の非違によることなく
退職した者（定年の定めのない職を退職した
者及び同項又は同条第2項の規定に該当する
者を除く。）に対する退職手当の基本額につい
て準用する。この場合における第3条の規定
の適用については、同条第1項中「又は第5
条」とあるのは、「、第5条又は附則第18
項」とする。

19 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以
上の期間勤続した者であつて、60歳に達した
日以後その者の非違によることなく退職した
者（定年の定めのない職を退職した者及び同
項又は同条第2項の規定に該当する者を除
く。）に対する退職手当の基本額について準用
する。この場合における第3条の規定の適用
については、同条第1項中「又は第5条」と

あるのは、「第5条又は附則第19項」とする。

20 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 医師及び歯科医師

(2) 静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例（令和元年静岡県条例第12号）第4条に規定する職員のうち教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員

21 職員の給与に関する条例附則第14項、静岡県教職員の給与に関する条例附則第14項又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例附則第15項（同条例附則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

22 第5条の2第1項の規定にかかわらず、当分の間、退職した者の基礎在職期間中に、同項の理由（職員の給与に関する条例附則第14項、静岡県教職員の給与に関する条例附則第14項又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例附則第15項の規定による職員の給料月額改定（以下「給料月額7割措置」という。）及び当該理由により減額された日（以下「7割措置減額日」という。）における第5条の2第1項の理由を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「特別特定減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（当該給料月額がこの項に規定する7割措置前給料月額を超えない場合にあつては、当該特別特定減額日が7割措置減額日より後のものに限る。）（以下

「特別特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該7割措置減額日における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額（以下「7割措置前給料月額」という。）が退職日給料月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日におけるものをいう。以下同じ。）又は7割措置前給料月額のいずれか多い額（以下「上位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 特別特定減額前給料月額又は7割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下「下位減額前給料月額」という。）に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合における退職手当の基本額の下位減額前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額

に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

23 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 上位減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 次のア又はイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 60以上 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 60未満 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に前項第3号イに掲げる割合から前項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から前項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

24 当分の間、25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対す

る第5条の3、第5条の4及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第20項各号に掲げる者以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては大学の学長が定める年齢とする。）に達する日」と、「定年退職日（静岡県職員の定年等に関する条例（昭和59年静岡県条例第6号）第2条に規定する定年退職日をいう。）」とあるのは「定年（同項各号に掲げる者以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては大学の学長が定める年齢とする。）に達した日以後における最初の3月31日」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第20項各号に掲げる者以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては大学の学長が定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

25 当分の間、25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの（次の各号に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ当該各号に掲げる年齢を超える者に限る。）（人事委員会規則で定める者を除く。）に対する第5条の3、第5条の4及び第6条の3の

規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「6月」とあるのは、「0月」とする。

- (1) 附則第20項各号に掲げる職員以外の者
60歳
- (2) 附則第20項第1号に掲げる職員 65歳
- (3) 附則第20項第2号に掲げる職員 大学の
学長が定める年齢

26 当分の間、地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続し、その者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する第5条の3及び第5条の4の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「退職の日において定められているその者に係る定年（附則第20項各号に掲げる者以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては大学の学長が定める年齢とする。）」と、「15年を」とあるのは「10年を」とする。

27 当分の間、地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であつて附則第25項各号に掲げる者が当該各号に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第25項各号に掲げる者の

区分ごとに当該各号に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

28 当分の間、地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であつて附則第25項各号に掲げる者が当該各号に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3、第5条の4及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

29 当分の間、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて職員以外の地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて再び職員となつた者その他人事委員会規則で定める者の退職手当の基本額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

別表

<u>昭和20年</u>	<u>新給料月</u>	<u>昭和20年</u>	<u>新給料月</u>
<u>8月15日</u>	<u>額</u>	<u>8月15日</u>	<u>額</u>
<u>現在の給</u>		<u>現在の給</u>	

料月額		料月額	
40円	6,000円	175円	15,800円
45円	6,200円	190円	16,400円
50円	6,650円	205円	17,800円
55円	7,150円	220円	18,500円
65円	7,650円	240円	20,000円
75円	8,150円	260円	21,600円
85円	8,650円	280円	23,300円
95円	9,250円	300円	25,100円
105円	9,850円	320円	27,300円
115円	10,650円	360円	29,500円
125円	11,550円	400円	31,900円
135円	12,450円	440円	34,500円
145円	13,400円	480円	38,800円
160円	14,600円	520円	44,800円

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年静岡県条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の静岡県職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第7条の3第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第7項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職を</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の静岡県職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第7条の3第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第7項において同じ。)のうち、適用日以後に静岡県職員の退職手当に関する条例第3条から第5条</p>

し、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第53号附則第10項の規定の適用を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第53号附則第10項並びにこの条例附則第5項から前項まで又は附則第16項の規定にかかわらず、その者につき条例第53号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び附則第5項から前項まで又は附則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

まで又は附則第18項若しくは第19項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第3条から第5条の4まで及び附則第18項から第29項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に静岡県職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第5条の2（同条例第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第21項から第23項までの規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に静岡県職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第19項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第53号附則第10項の規定の適用を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、静岡県職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の4まで及び第6条から第6条の5まで、条例第53号附則第10項並びにこの条例附則第5項から前項まで又は附則第16項の規定にかかわらず、その者につき条例第53号による改正前の静岡県職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と静岡県職員の退職手当に関する条例及び附則第5項から前項まで又は附則第16項の規定により

<p>14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する<u>新条例第2条の4</u>及び第6条の5の規定による退職手当の額は、<u>新条例第2条の4から第5条の3</u>まで及び第6条から第6条の5まで、条例第53号附則第10項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第53号附則第10項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p> <p>(1) <u>新条例第2条の4から第5条の3</u>まで及び第6条から第6条の5まで、条例第53号附則第10項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額</p> <p>(2) (略)</p>	<p>計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。</p> <p>14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する<u>静岡県職員の退職手当に関する条例第2条の4</u>及び第6条の5の規定による退職手当の額は、<u>同条例第2条の4から第5条の4</u>まで及び第6条から第6条の5まで、条例第53号附則第10項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第53号附則第10項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p> <p>(1) <u>静岡県職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の4</u>まで及び第6条から第6条の5まで、条例第53号附則第10項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額</p> <p>(2) (略)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 静岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年静岡県条例第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で静岡県職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例<u>附則第28項</u>の規定の例により計算して得られる額とす</p>	<p>附 則</p> <p>4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で静岡県職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例<u>附則第7項</u>の規定の例により計算して得られる額とす</p>

る。

る。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の静岡県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の静岡県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第28項から第30項まで、附則第9項の規定による改正前の静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年静岡県条例第53号。以下この項及び附則第4項において「条例第53号」という。）附則第10項、附則第10項の規定による改正前の静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和43年静岡県条例第50号。以下この項及び附則第4項において「条例第50号」という。）附則第3項、附則第11項の規定による改正前の静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年静岡県条例第33号。以下この項及び附則第4項において「条例第33号」という。）附則第5項から第8項まで、第14項及び</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の静岡県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の静岡県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第28項から第30項まで、附則第9項の規定による改正前の静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年静岡県条例第53号。以下この項及び附則第4項において「条例第53号」という。）附則第10項、附則第10項の規定による改正前の静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和43年静岡県条例第50号。以下この項及び附則第4項において「条例第50号」という。）附則第3項、附則第11項の規定による改正前の静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年静岡県条例第33号。以下この項及び附則第4項において「条例第33号」という。）附則第5項から第8項まで、第14項及び</p>

第16項並びに附則第12項の規定による改正前の静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年静岡県条例第54号。以下この項及び附則第4項において「条例第54号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職した者にあつては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第28項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで及び附則第28項から第30項まで、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第53号附則第10項、附則第10項の規定による改正後の条例第50号附則第3項、条例第33号附則第5項から第8項まで、第14項及び第16項並びに条例第54号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

第16項並びに附則第12項の規定による改正前の静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年静岡県条例第54号。以下この項及び附則第4項において「条例第54号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職した者にあつては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第28項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、104分の83.7）を乗じて得た額が、静岡県職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の4まで、第6条から第6条の5まで及び附則第7項から第9項まで、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第53号附則第10項、附則第10項の規定による改正後の条例第50号附則第3項、条例第33号附則第5項から第8項まで、第14項及び第16項並びに条例第54号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中静岡県職員の退職手当に関する条例第10条第2項、第4項及び第11項第5号の改正、附則第27項を改め、同項を附則第6項とする改正（附則第27項を改める部分に限る。）並びに附則第36項を改め、同項を附則第15項とする改正（附則第36項を改める

部分に限る。)並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の静岡県職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第10条第4項の規定 令和4年7月1日

(2) 新条例第10条第2項の規定 令和4年10月1日

3 新条例第10条第4項の規定は、前項第1号に定める日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同条第4項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。